

藤沢市一般介護予防事業実施要綱

制定 平成28年 9月20日

(趣旨)

第1条 この要綱は、市が行う介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の4第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業及び藤沢市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱第4条第2項に定める一般介護予防事業の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(事業目的)

第2条 本事業は、前条の趣旨に基づき、高齢者を年齢や心身の状況等によって分け隔てることなく、人と人とのつながりを通じて、参加者や通いの場が継続的に拡大していくような地域づくりや、自立支援に向けた取組、要介護状態になっても生きがい・役割をもって生活できる地域を構築することを目的とする。

(実施主体)

第3条 この事業の実施主体は藤沢市とする。

2 市長は、事業を適切に実施できると認めたもの（以下「事業者等」という。）に事業を委託、又は住民主体の介護予防活動に対し補助金を交付することができる。

(本事業の種類)

第4条 この要綱で定める一般介護予防事業の種類は、次のとおりとする。

- 1 介護予防把握事業
- 2 介護予防普及啓発事業
 - ア 介護予防事業
 - イ 介護予防教室
 - ウ 認知症予防講座
- 3 地域介護予防活動支援事業
 - ア 地域の縁側（介護予防特化型）事業
 - イ 介護予防運動自主活動団体推進事業
 - ウ 介護予防地域講師派遣事業
- 4 地域リハビリテーション活動支援事業
 - ア 地域リハビリ職地域派遣事業

(本事業の対象者)

第5条 本事業の対象者は、65歳以上の市民及びその活動のための支援に関わる者とする。

(本事業の内容)

第6条 本事業を実施するにあたっては、厚生労働省が定める地域支援事業実

施要綱が規定する事業内容に基づき、実施する。

(事業運営)

第7条 本事業の運営にあたっては、次の事項を遵守すること。

- 1 運営にあたっては、事業者等が主体的に運営し、人材の確保・運営に必要な関係機関等との調整を図ること。
- 2 事業者等は、事業を安全に実施するために、事業実施時には内容に適した環境を整備するとともに、事故や災害等の有事に際して速やかに対応できるよう、マニュアルを作成し必要な体制を整えるものとする。
- 3 事業者等は、参加者に心身の健康の保持及び生活の安定のために援助が必要な方を把握した場合、地域包括支援センター等と連携を図ること。

(実施方法)

第8条 第4条各項の事業については、要綱、要領又は業務委託仕様書に基づき、実施すること。

(事業の評価)

第9条 本事業については、藤沢市高齢者保健福祉計画及び藤沢市介護保険事業計画において定める目標の達成状況の検証を通じて評価し、その評価結果に基づき事業全体の改善を図るものとする。

(事業実施報告)

第10条 市長が必要があると認めるときは、事業者等に対し事業の実施状況について説明若しくは報告を求め、又はこれに関する帳簿その他の関係書類を閲覧し、調査若しくは指導を行うことができる。

- 2 委託事業については、第17条で定める「一般介護予防事業 事業実績報告書」を用いて事業終了後速やかに市長に報告する。
- 3 事業者等は、市長が行う指導を遵守しなければならない。

(利用料)

第11条 第4条第3項 ア地域の縁側（介護予防特化型）事業を除く各事業について、参加費は無料とする。ただし、お茶代などの食費、材料費等の実費については利用者負担としてよいこととする。その場合、事前に市と協議し、利用者負担額を決定する。

- 2 第4条第3項 ア地域の縁側（介護予防特化型）事業の利用料については、住民活動団体が決定し、利用者に明確に提示するものとする。

(事業中止基準)

第12条 委託事業については、台風や大雪等の天候不良時、警報の発令時、災害発生時及びこれらに準ずる状況となった場合は原則中止とする。なお、中止の決定は市で行うこととする。その場合の振替日については、市と受託事業者が協議のうえ、決定する。

- 2 住民主体の介護予防活動については、それぞれ団体等の判断により事業中

止を決定する。

(損害の負担)

第13条 本事業における損害の負担は、次のとおりとする。ただし、住民主体の介護予防活動についてはこの限りではない。

- 1 事業者等は、その責めに帰する事由により業務の実施に関して市または、第三者に損害を与えたときは、自己の責任において処理し、その損害を負担しなければならない。ただし、損害が市の責任に帰する事由の場合においてはこの限りではない。
- 2 委託事業については、その責めに帰する事由により市長または第三者に損害を与えた場合においても、すみやかに市長に連絡するとともに、第17条で定める事故報告書を用いて報告すること。

(秘密保持)

第14条 事業者は、従事者又は従事者であった者が正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

(個人情報の取り扱い)

第15条 事業の開催によって知り得た利用者に係る情報は、全て個人情報として取り扱うこととし、個人情報に係わる記録の保存は5年間とする。

- 2 関係機関との個人情報の提供や収受については、個人情報の扱いにかかわる本人署名による同意に基づいて行うものとし、本事業の目的である個人の健康増進等介護予防を図ること以外への利用は一切してはならない。
- 3 委託事業における個人情報の扱いについては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づき、厳重に保管管理を行わなければならない。

(補足)

第16条 この要綱に定めるもののほか、実施に関して必要な事項は、市長が別に定める。

(帳票類)

第17条 この要綱で定める一般介護予防事業で使用する帳票類については、次のとおりとする。

- 1 一般介護予防事業 事業実績報告書【様式1-①】
- 2 一般介護予防事業 事業実績報告書【様式1-②】
- 3 一般介護予防事業 事業実績報告書【様式1-③】
- 4 一般介護予防事業 事業実績報告書【様式1-④】
- 5 事故報告書【様式2】

(その他)

第18条 受託事業者は、事業運営方法、事業内容の変更、帳票の変更等につ

いて、必要に応じて市と協議し決定する。

附 則

この要綱は、平成28年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。